

日本温泉科学会第 57 回大会

特別講演 1

温泉行政について

環境省自然環境局自然環境整備課長

江 原 満

Administration for Hot Springs in Japan

Mitsuru EBARA

Director Division of Park Facilities and Conservation Tecnology Nature Conservation Bureau,
Ministry of the Environment

1. はじめに

我が国では、世界でも有数の温泉国であり、温泉地は国民の保健休養地として極めて重要な役割を果たしています。

温泉法を所管する環境省としては、法の目的である「温泉の保護」と「適正な利用の確保」を推進していくとともに、温泉の公共的利用の増進のため、温泉利用施設の整備について補助及び指導に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

以下、本年6月4日の「温泉の保護と利用に関する課題について—温泉の保護と利用に関する懇談会中間報告—」が取りまとまったので、その内容を中心に我が国の温泉行政について述べていくこととします。

2. 温泉の保護と利用に関する課題について

—温泉の保護と利用に関する懇談会中間報告—

1. 温泉の保護と利用をめぐる状況、主な問題点
 - (1) 温泉と温泉利用をめぐる状況
 - (2) 主な問題点と課題
2. 主要な課題に関する対応の方向について
 - (1) 温泉源の保護 ～温泉を持続的に利用するために
 - (2) 温泉利用の適正管理と情報提供
～温泉を安全に安心して利用するために
 - (3) 温泉地の創意による取組の促進
～魅力ある温泉利用の場づくりのために

3. その他